

第2章 多彩な担い手の育成・確保（農業経営環境の変化）

第1節 就業構造の変化

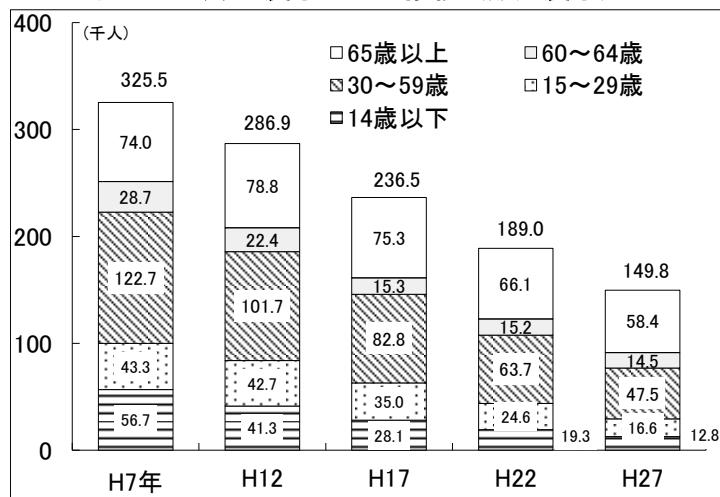
第1 農家の就業構造

（販売農家人口の減少及び高齢化つづく）

本県の販売農家人口は減少傾向にあり、平成27年(2015年)は22年(2010年)より約39,100人減少し、149,816人となった。年齢別にみると、「30～59歳」が約16,200人減と最も減少が大きく、次いで「15～29歳」が約8,000人減となった。

（図Ⅱ-1-(1)）

図Ⅱ-1-(1) 農家人口の推移（販売農家）

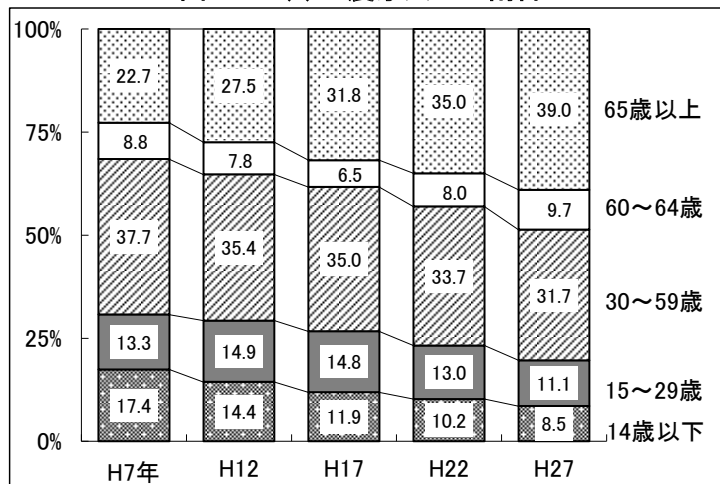


資料) 農林水産省「農(林)業センサス」

販売農家人口の年齢構成割合をみると、「60～64歳」および「65歳以上」の割合が増加し、60歳以上が全体の48.7%を占めた。「14歳以下」、「15～29歳」および「30～59歳」の割合は、いずれも減少しており、高齢化傾向が鮮明になった。

（図Ⅱ-1-(2)）

図Ⅱ-1-(2) 農家人口の割合



資料) 農林水産省「農(林)業センサス」

第2 農業労働力の動向

（基幹的農業従事者の高齢化が進む）

農業従事者数（15歳以上の農家世帯員で過去1年間に自営農業に従事した者）は引き続き減少しており、平成27年（2015年）は22年（2010年）より約25,900人減少し、102,503人となった。

また、農業従事者のうち、主に農業に従事した農業就業人口（販売農家）も同様に減少し、平成27年（2015年）は22年（2010年）より約15,200人減少し、71,900人となった。（表Ⅱ-1-(1)）

表Ⅱ-1-(1) 農業就業人口の推移（販売農家）

| 区分 | 単位 | H7年 | H12 | H17 | H22 | H27 | 増減(△) 年率(%) | | | |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|---------|---------|---------|
| | | | | | | | H7~H12 | H12~H17 | H17~H22 | H22~H27 |
| 農業就業人口 | 千人 | 133.4 | 122.0 | 106.3 | 87.1 | 71.9 | △ 1.8 | △ 2.7 | △ 3.9 | △ 3.8 |
| うち男性 | 千人 | 63.6 | 59.0 | 53.4 | 45.3 | 38.8 | △ 1.5 | △ 2.0 | △ 3.2 | △ 3.1 |
| 女性 | 千人 | 69.8 | 63.0 | 52.9 | 41.8 | 33.1 | △ 2.0 | △ 3.4 | △ 4.6 | △ 4.6 |
| 農業従事者数 | 千人 | 202.2 | 185.0 | 154.0 | 128.4 | 102.5 | △ 1.8 | △ 3.6 | △ 3.6 | △ 4.4 |

資料) 農林水産省「農(林)業センサス」

農業就業人口の年齢別構成割合をみると、60歳以上の占める割合が平成27年（2015年）は69.9%となり、農業労働力の高齢化が進展した。

（図Ⅱ-1-(3)）

基幹的農業従事者（ふだんの主な状態が農業に従事していた者）についてみると、農業従事者と同様に減少し、平成22年（2010年）より10.7%減の65,209人となった。年齢別では、65歳以上の層が最も多く36,721人となった。

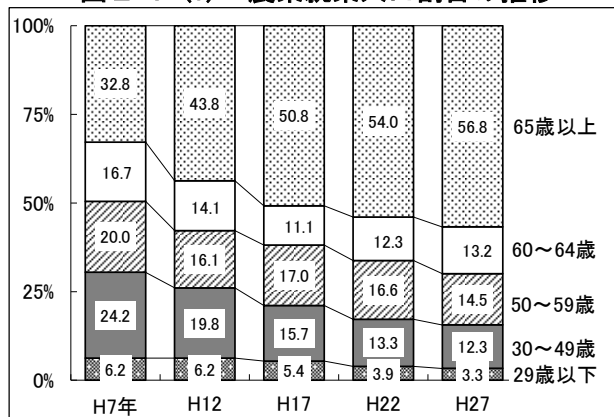
一方で農業従事者のうち基幹的農業従事者の占める割合は増加傾向にあり、平成27年（2015年）は22年（2010年）より6.7ポイント増加し63.6%となった。（表Ⅱ-1-(2)）

表Ⅱ-1-(2) 農業従事者数の推移

| 区分 | 単位 | H7年 | H12 | H17 | H22 | H27 | 増減(△) 年率(%) | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|---------|---------|---------|
| | | | | | | | H7~H12 | H12~H17 | H17~H22 | H22~H27 |
| 農業従事者 | 千人 | 202.7 | 185.0 | 154.0 | 128.4 | 102.5 | △ 1.8 | △ 3.6 | △ 3.6 | △ 4.4 |
| 基幹的農業従事者 | 千人 | 98.0 | 88.7 | 82.0 | 73.0 | 65.2 | △ 2.0 | △ 1.6 | △ 2.3 | △ 2.2 |
| 基幹的農業従事者割合 | % | 48.3 | 47.9 | 53.2 | 56.9 | 63.6 | △ 0.2 | 2.1 | 1.4 | 2.3 |
| うち男性 | 千人 | 53.3 | 47.4 | 44.7 | 41.0 | 37.2 | △ 2.3 | △ 1.2 | △ 1.7 | △ 1.9 |
| 女性 | 千人 | 44.7 | 41.3 | 37.3 | 32.0 | 28.0 | △ 1.6 | △ 2.0 | △ 3.0 | △ 2.6 |
| 15~29歳 | 千人 | 3.5 | 2.5 | 2.4 | 1.8 | 1.5 | △ 6.5 | △ 0.8 | △ 5.6 | △ 3.6 |
| 30~59歳 | 千人 | 51.8 | 38.6 | 31.5 | 24.0 | 18.1 | △ 5.7 | △ 4.0 | △ 5.3 | △ 5.5 |
| 60~64歳 | 千人 | 17.6 | 14.0 | 10.3 | 9.8 | 8.9 | △ 4.5 | △ 6.0 | △ 1.0 | △ 1.9 |
| 65歳以上 | 千人 | 25.2 | 33.6 | 37.8 | 37.4 | 36.7 | 5.9 | 2.4 | △ 0.2 | △ 0.4 |

資料) 農林水産省「農(林)業センサス」

図Ⅱ-1-(3) 農業就業人口割合の推移



資料) 農林水産省「農(林)業センサス」

第3 認定農業者の動向

(認定農業者数は横ばい)

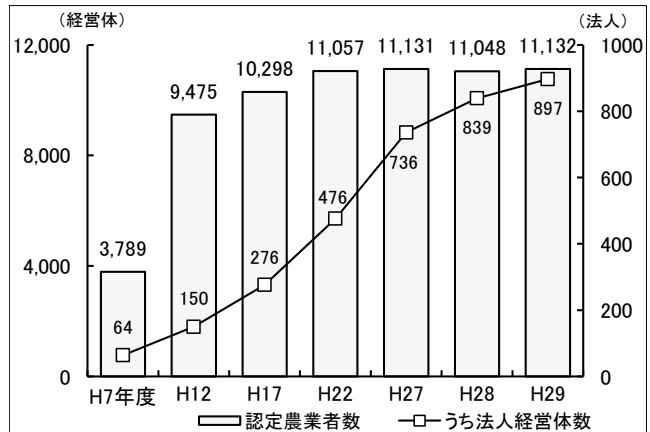
地域農業を担う認定農業者の認定状況をみると、平成29年度末(2017年度末)で11,132経営体が認定されている。

平成22年度(2010年度)以降は、1万1千経営体程度で横ばい状態が続いている。

なお、認定農業者に占める法人経営体数は、平成29年度末(2017年度末)で897経営体(8.1%)となっており、毎年増加している。

(図Ⅱ-1-(4))

図Ⅱ-1-(4) 認定農業者数の推移

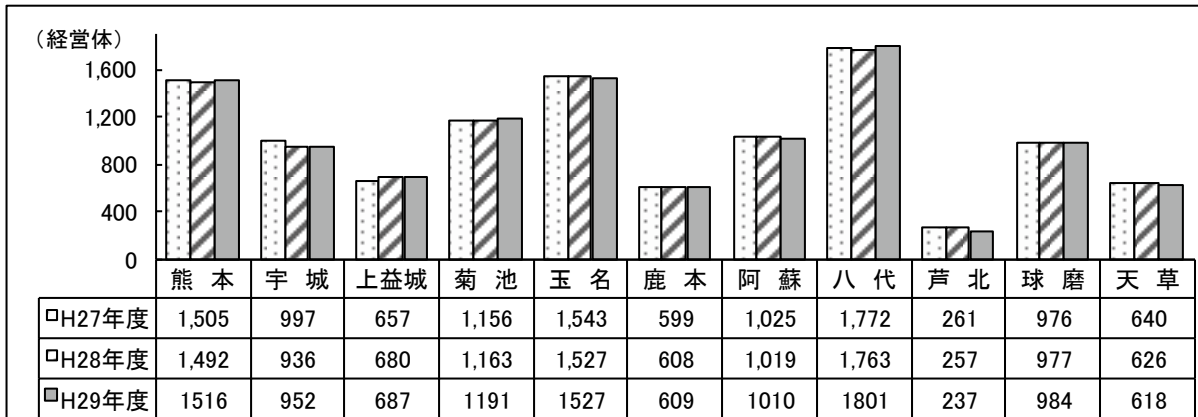


資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

認定農業者数を地域別で見ると、平成29年度末(2017年度末)において熊本、菊池、玉名、阿蘇、八代の5地域が1,000経営体を超えている。

(図Ⅱ-1-(5))

図Ⅱ-1-(5) 地域振興局別の認定状況

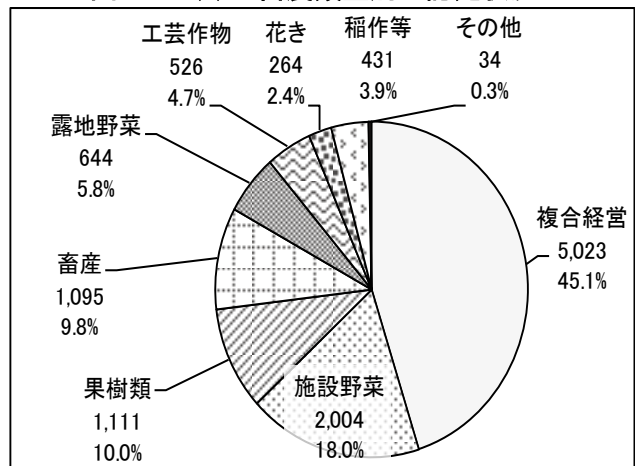


資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

また、平成29年度末(2017年度末)の認定農業者の主な経営類型は、多い順に、複合経営5,023経営体(45.1%)、施設野菜2,004経営体(18.0%)、果樹類1,111経営体(10.0%)、畜産1,095経営体(9.8%)、露地野菜644経営体(5.8%)、工芸作物526経営体(4.7%)となっている。

(図Ⅱ-1-(6))

図Ⅱ-1-(6) 営農類型別の認定状況



資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

第4 農業法人の動向

（農業法人数、農地所有適格法人ともかなり増加）

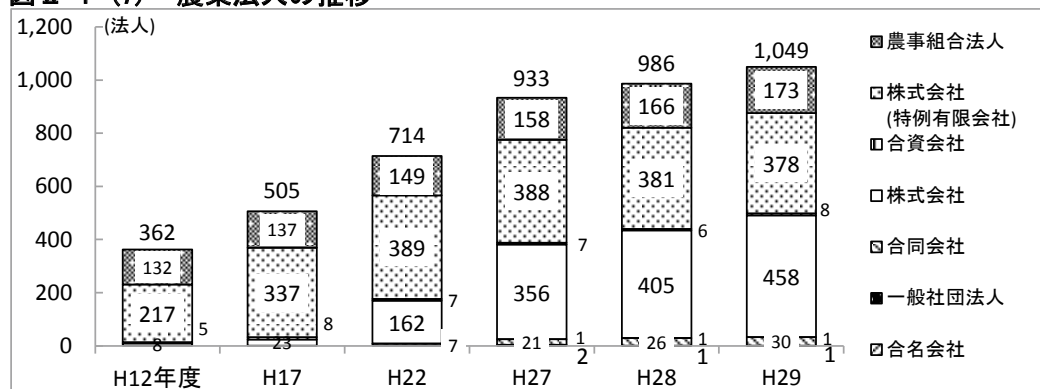
農業経営の法人化は、経営の多角化や安定化を図る有効な手段であることから、法人化推進に取り組んできた。平成29年度末(2017年度)の農業法人数は、前年度から63法人増加し、1,049法人となった。このうち、農地の所有権の取得が可能な農地所有適格法人も、平成29年度末(2017年度)で562法人と前年から45法人増加した。

（図Ⅱ-1-(7)、(8)）

農業法人を形態別にみると、株式会社が458法人（43.7%）と最も多く、次いで株式会社（特例有限会社）378法人（36.0%）、農事組合法人173法人（16.5%）となっている。

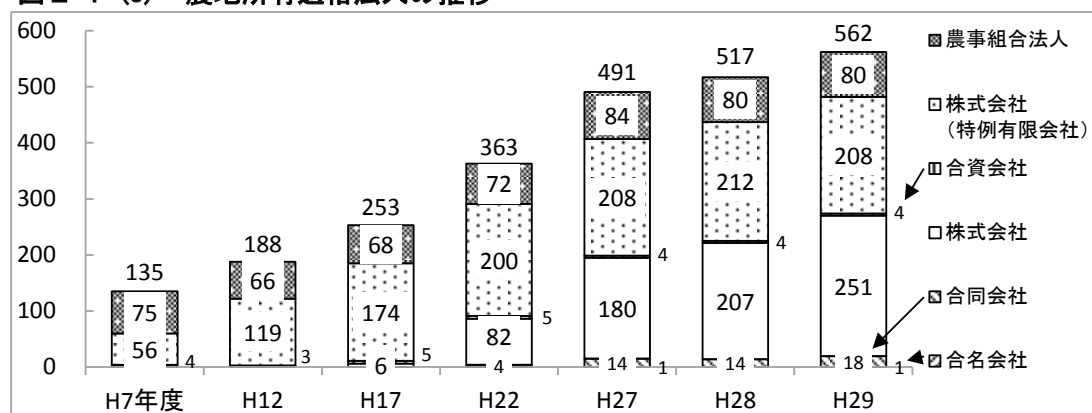
平成13年(2001年)の農地法の一部改正により、農業生産法人の構成員要件が緩和され、株式会社形態の農業生産法人への出資が可能となったことや、平成18年(2006年)施行の新会社法により有限会社の新設が出来なくなったことから、株式会社形態の農業法人が増加している。また、平成28年(2016年)の農地法改正により、農業生産法人の呼称を農地所有適格法人に改められ、要件も緩和されている。

図Ⅱ-1-(7) 農業法人の推移



資料) 県農林水産部調べ（データは年度末の数値）

図Ⅱ-1-(8) 農地所有適格法人の推移



資料) 農林水産省経営局調べ

注) 農地所有適格化法人：農業法人のうち農業経営を行うために所有権も含めた農地の権利を取得できる法人

第5 生産組織の動向

(生産組織数は任意組織が減少し法人が増加)

本県の土地利用型農業は、生産コストの低減や効率的な土地利用を図るため、地域の実状に応じた生産組織づくりが進められている。

生産組織数の推移をみると、平成29年度末で579組織となり、経営基盤強化のための合併等により前年度よりかなり減少している。

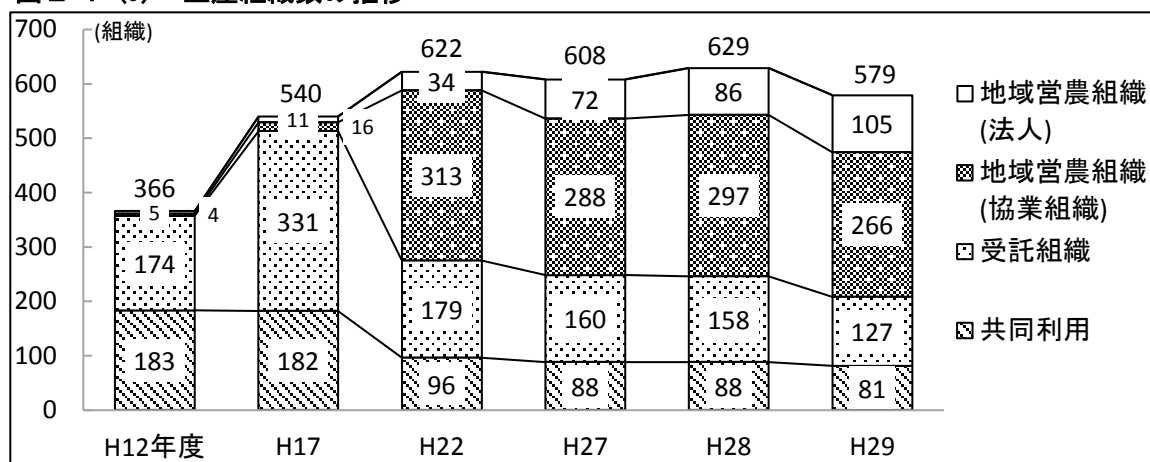
形態別では、地域営農組織（協業組織）が組織の合併・法人化等もあり266組織と減少している一方、地域営農組織（法人）は105組織と大幅に増加している。受託組織、共同利用組織ともに減少傾向が続いている。

(図Ⅱ-1-(9))

また、地域別では、菊池地域が95組織で最も多く、次いで阿蘇地域91組織、球磨地域84組織となっている。

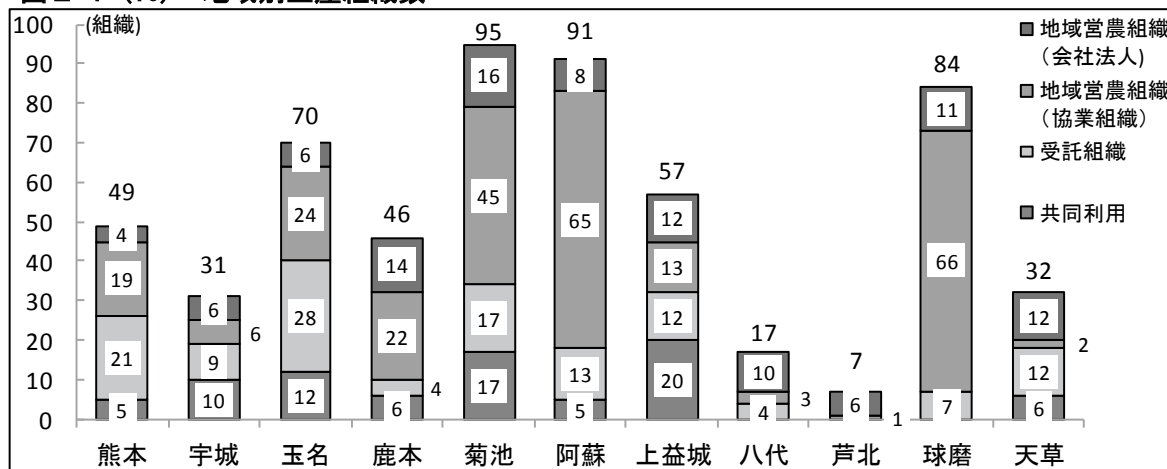
(図Ⅱ-1-(10))

図Ⅱ-1-(9) 生産組織数の推移



資料) 県農林水産部調べ (データは年度末の数値)

図Ⅱ-1-(10) 地域別生産組織数



資料) 県農林水産部調べ (データは年度末の数値)

第6 企業等の農業参入の動向

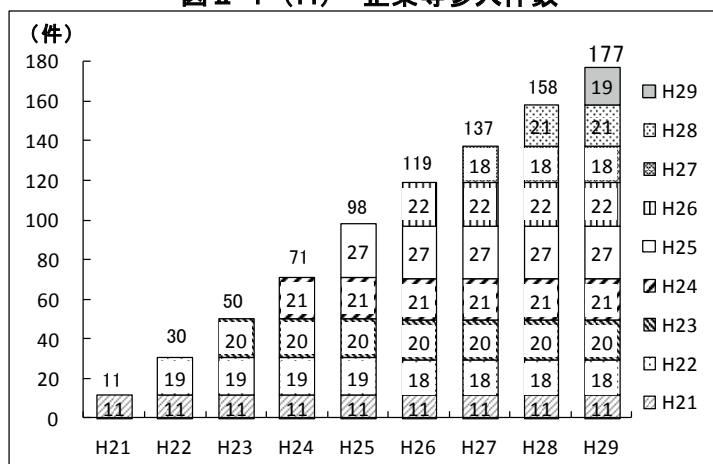
（企業等の農業参入進む）

企業等の農業参入については、平成21年（2009年）の改正農地法の施行により、企業等の農業参入が容易になったことから、県内各地で企業等の農業参入が増加している。

参入状況としては、平成21年度（2009年度）から平成29年度（2017年度）までの9年間で合計177件となった。

（図Ⅱ-1-(11)）

図Ⅱ-1-(11) 企業等参入件数



資料）県農林水産部調べ

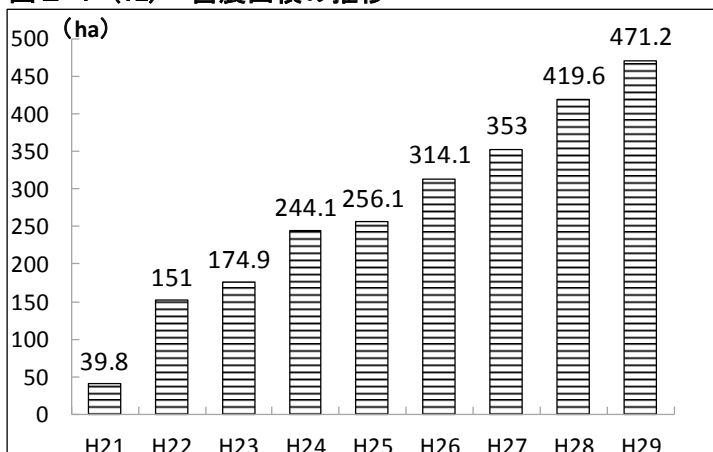
営農面積は、471.2ha となり、地域農業において新たな担い手としての役割を果たしている。

（図Ⅱ-1-(12)）

業種別では飲食・食品関連業が多く、原料の調達や販売を行うほか、加工施設の設置など6次産業化を展開する企業がみられる。

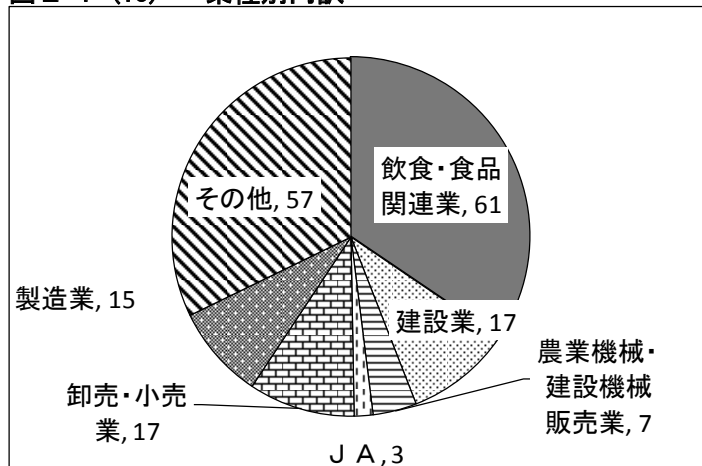
（図Ⅱ-1-(13)）

図Ⅱ-1-(12) 営農面積の推移



資料）県農林水産部調べ

図Ⅱ-1-(13) 業種別内訳



資料）県農林水産部調べ

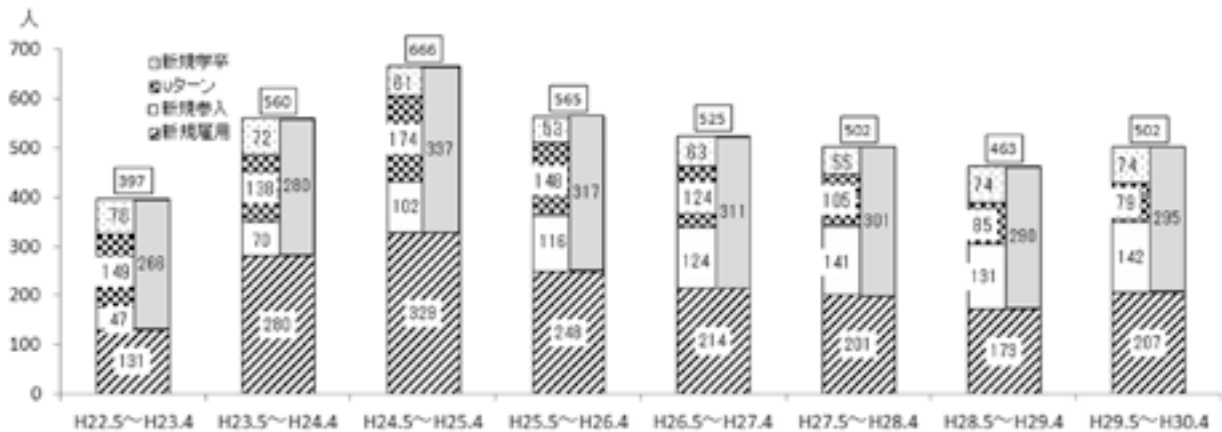
第7 農業後継者の確保状況

(新規就農者が増加)

平成29年(2017年)5月～平成30年(2018年)4月の新規就農者数は、502人となり、前期より39人増加している。

新規就農者の内訳をみると、新規学卒就農者が前期と同数の74人、Uターン就農者が6人減の79人、農外からの新規参加者は11人増の142人となっている。

図Ⅱ-1-(14) 新規就農者数の推移



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補完調査」

また、農業法人への就職就農や農業参入企業に雇用された就職就農者数は、前期から34人増の207人となっている。

(図Ⅱ-1-(14))

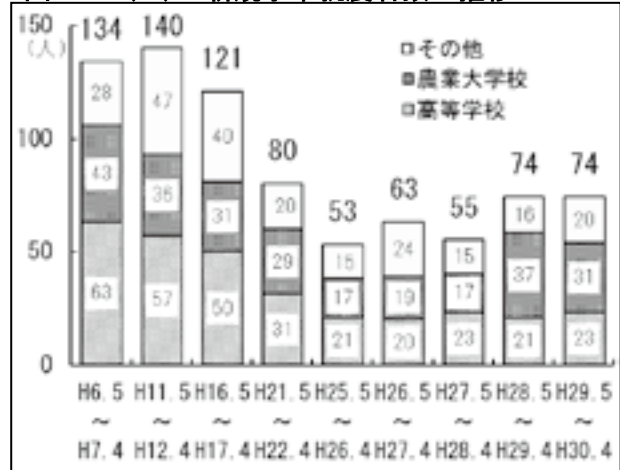
新規学卒就農者数は、これまで減少傾向にあったものの、平成29年度(2017年度)は増加し、平成30年度(2018年度)は昨年度同様の74人となった。内訳をみると、高校卒が23人、県立農業大学校卒が31人で、あわせて全体の73%を占めている。

(図Ⅱ-1-(15))

高校卒就農者数の内訳をみると、農林関係高校卒業生は、平成30年度(2018年度)は11人で48%を占めている。

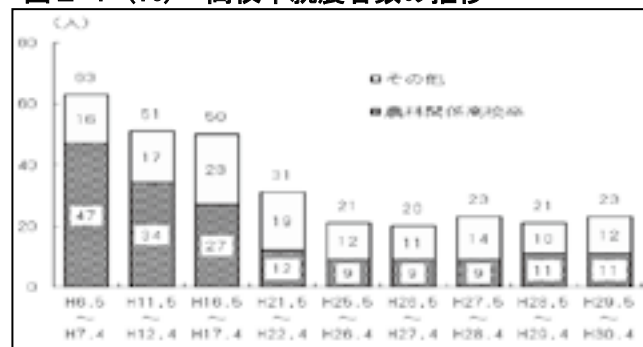
(図Ⅱ-1-(16))

図Ⅱ-1-(15) 新規学卒就農者数の推移



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補完調査」

図Ⅱ-1-(16) 高校卒就農者数の推移



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補完調査」

（青年農業者数はわずかに増加）

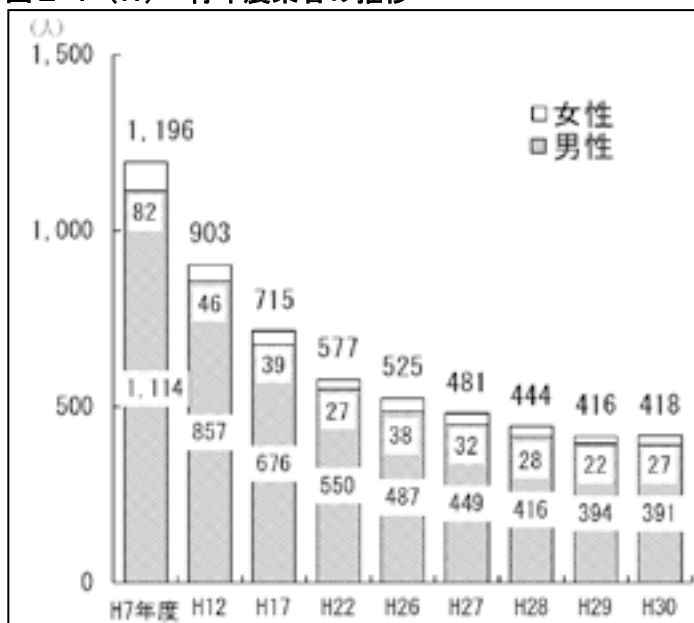
25歳以下の青年農業者数は、平成30年度（2018年）は前年度より2人増加し、418人（男391人、女27人）となっている。

（図Ⅱ-1-(17)）

地域別には、八代地域が101人（24.2%）と最も多く、次いで熊本地域76人（18.2%）、菊池地域63人（15.1%）、玉名地域35人（8.4%）等となっており、熊本地域と八代地域を合わせると全体の42%を占めている。

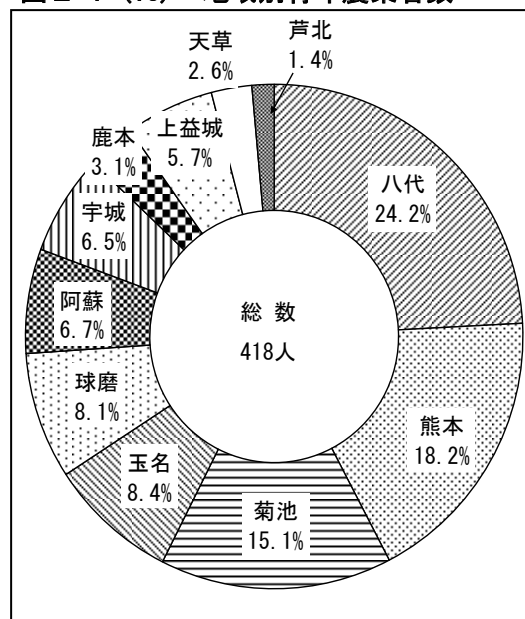
（図Ⅱ-1-(18)）

図Ⅱ-1-(17) 青年農業者の推移



（資料）県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補完調査」

図Ⅱ-1-(18) 地域別青年農業者数



（資料）県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補完調査」

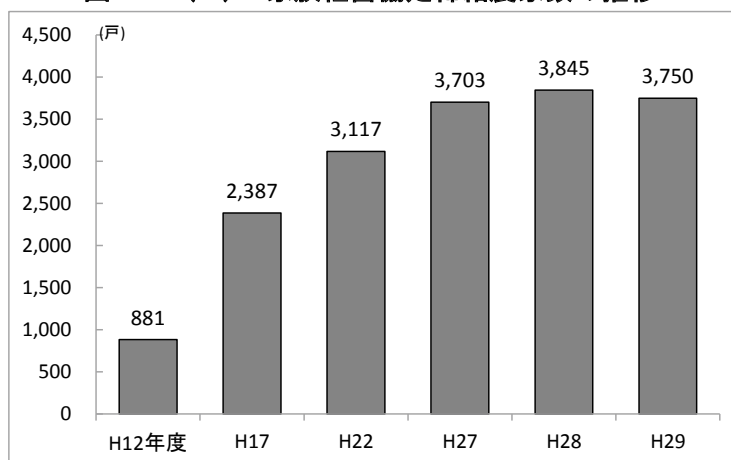
第8 女性の経営参画と社会参画の状況

(家族経営協定締結農家数は
やや減少)

家族経営協定は、女性の経営参画や就業環境の整備など、家族農業経営の発展を図ることを目的として推進してきた。平成29年度末(2017年度)で3,750戸の農家が協定を締結しており、前年に比べ95戸減少している。

(図Ⅱ-1-(19))

図Ⅱ-1-(19) 家族経営協定締結農家数の推移

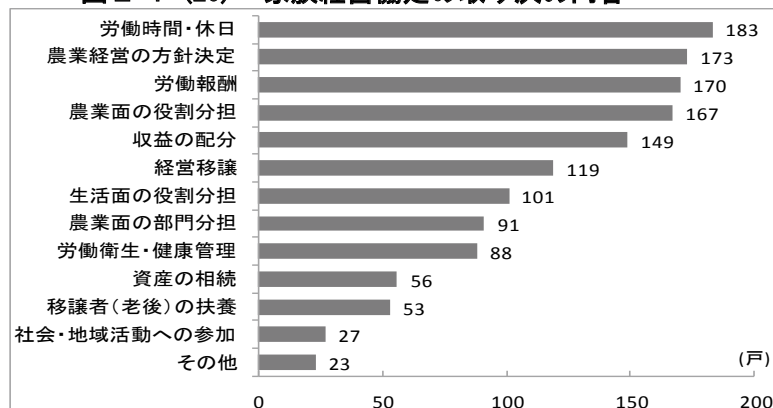


資料) 県農林水産部調べ (データは年度末の数値)

また、29年度(2017年度)に新たに家族経営協定を締結・再締結した取り決めの内容は、「労働時間・休日」、「農業経営の方針決定」、「労働報酬」、「農業面の役割分担」、「収益の配分」の順となっている。

(図Ⅱ-1-(20))

図Ⅱ-1-(20) 家族経営協定の取り決め内容



資料) 県農林水産部調べ

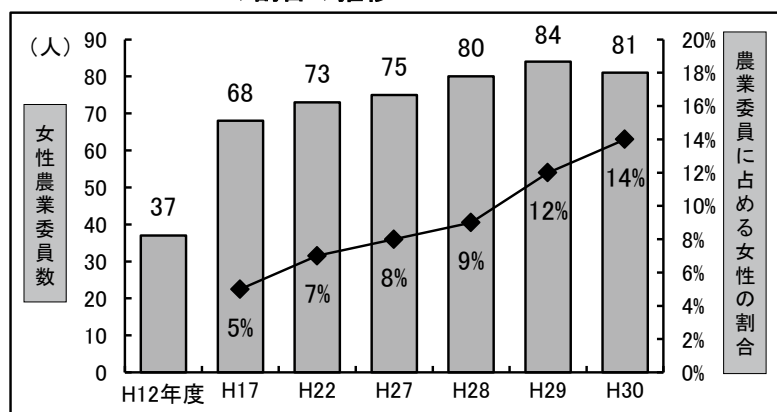
(農業委員に占める女性の
比率は上昇)

女性農業委員数は、平成29年度(2017年度)は前年度より3人減少し、81人となっている。(農業委員会法改正により農業委員数が減少(H29:700人→H30:568人)したことによる影響)

一方、農業委員に占める女性の割合は、平成30年度(2018年度)は14%と前年度より2ポイント上昇した。

(図Ⅱ-1-(21))

図Ⅱ-1-(21) 女性農業委員数と農業委員に占める女性の割合の推移



資料) 県農業会議調べ (9月1日現在)

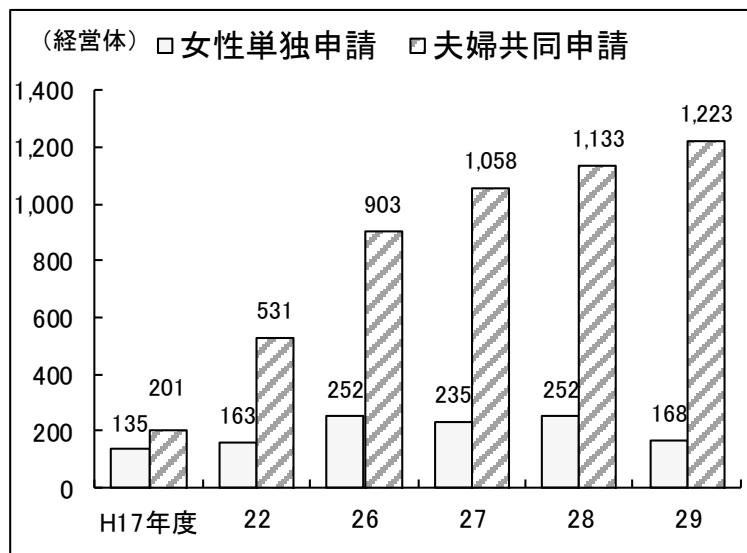
（女性認定農業者は増加傾向）

女性の認定農業者数をみると、女性単独申請数が平成29年度末（2017年度末）現在で168経営体となっており、前年に比べ84経営体減少している。

夫婦による共同申請数は、平成21年度（2009年度）以降減少傾向にあったが、平成24年度（2012年度）から増加に転じ、平成29年度末（2017年度末）現在で、1,223経営体と、前年度に比べ90経営体増加している。

（図Ⅱ-1-(22)）

図Ⅱ-1-(22) 認定農業者制度における女性の単独申請及び夫婦共同申請数の推移



資料）県農林水産部調べ（データは年度末の数値）

第2節 経営構造の変化

第1 農家の動向

(引き続き販売農家の減少進む)

農家数の動向をみると、総農家数は後継者の減少や高齢化の進展により減少傾向にあり、平成27年(2015年)は22年(2010年)より約8,500戸(12.6%)減少し、58,414戸となった。

内訳を見ると、販売農家は一貫して減少傾向にあり、平成27年(2015年)の販売農家数は22年(2010年)より約6,400戸(13.7%)減少し40,103戸、自給的農家は増加傾向にあったが、平成27年(2015年)は約2,100戸(10.2%)減少し、18,311戸となった。

(図Ⅱ-2-(1))

販売農家を専業別分類でみると、専業農家は平成22年(2010年)より約700戸(3.9%)減少し16,927戸となり、兼業農家は平成22年(2010年)より約5,700戸(19.7%)減少し23,176戸となった。兼業農家の内訳を見ると、第1種兼業は約1,500戸(19.3%)減、第2種兼業は約4,200戸(19.8%)減となった。

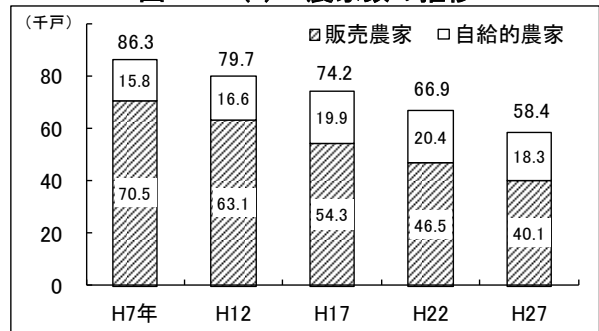
また、販売農家における構成割合は、専業農家と第2種兼業農家がともに42%を占め、第1種兼業農家は16%となった。

(図Ⅱ-2-(2))

販売農家戸数を経営耕地面積規模別にみると、5.0ha以上の農家層がわずかながら増加した。

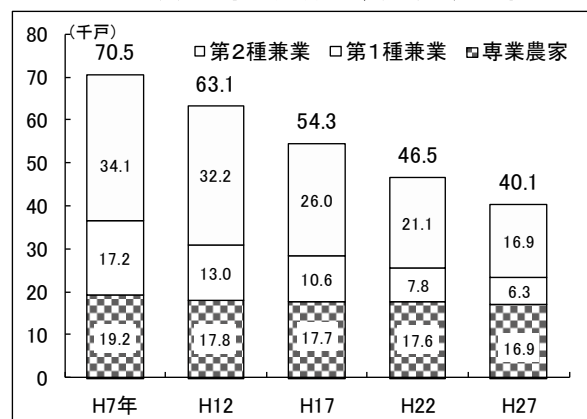
構成割合を見ると、1.0ha未満の農家が44.0%とほぼ半数を占める一方、3.0ha以上の農家は、全体の13.7%となっており、依然として小規模経営の割合が高くなった。(図Ⅱ-2-(3))

図Ⅱ-2-(1) 農家数の推移



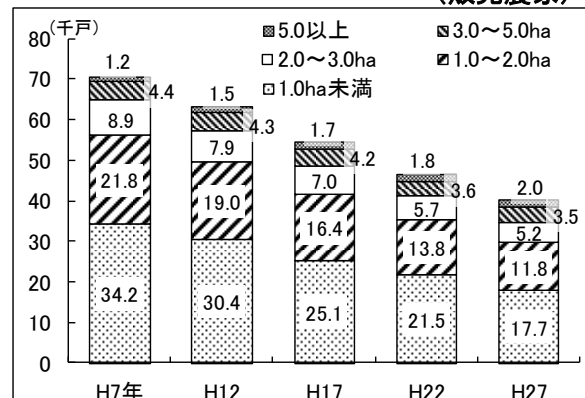
資料) 農林水産省「農(林)業センサス」

図Ⅱ-2-(2) 専業別販売農家戸数の推移



資料) 農林水産省「農(林)業センサス」

図Ⅱ-2-(3) 経営耕地規模別農家戸数の推移 (販売農家)



資料) 農林水産省「農(林)業センサス」

第2 経営組織

（単一経営農家が約3/4を占める）

販売農家を農業経営組織（営農形態）別にみると、単一経営農家（主位部門の総販売額が80%以上の農家）は、平成27年（2015年）は27,246戸と全体の約3/4を占めている。

部門別にみると、兼業農家のウエイトが比較的高い稲作単一経営が12,415戸と最も多く、次いで果樹単一経営4,725戸となった。

複合経営農家については、減少傾向にあり、土地利用率の低下と重ね合わせると、単作化が進んでいることが考えられる。

（表Ⅱ-2-(1)）

表Ⅱ-2-(1) 経営組織別農家戸数の推移（販売農家）

| 区分 | 単位 | H7年 | H12 | H17 | H22 | H27 | 増減（△）年率（％） | | | |
|-----------|----|------|------|------|------|------|------------|---------|---------|---------|
| | | | | | | | H7～H12 | H12～H17 | H17～H22 | H22～H27 |
| 販売のあった農家数 | 千戸 | 66.4 | 58.4 | 48.1 | 42.3 | 37.9 | △ 2.5 | △ 3.8 | △ 2.5 | △ 2.2 |
| 単一経営農家 | 千戸 | 44.3 | 40.3 | 33.6 | 30.2 | 28.1 | △ 1.9 | △ 3.6 | △ 2.1 | △ 1.4 |
| 稲作 | 千戸 | 25.0 | 21.4 | 16.6 | 14.7 | 12.6 | △ 3.1 | △ 5.0 | △ 2.4 | △ 3.0 |
| 工芸作物 | 千戸 | 2.8 | 1.8 | 1.3 | 1.0 | 0.7 | △ 8.5 | △ 6.3 | △ 5.1 | △ 6.9 |
| 施設野菜 | 千戸 | 4.1 | 5.0 | 5.0 | 4.5 | 4.4 | 4.0 | △ 0.1 | △ 2.0 | △ 0.4 |
| 露地野菜 | 千戸 | 1.2 | 1.4 | 1.3 | 1.6 | 1.6 | 3.1 | △ 1.0 | 3.8 | 0.0 |
| 花き・花木 | 千戸 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.0 | △ 2.1 | △ 2.3 | △ 2.6 |
| 果樹類 | 千戸 | 6.8 | 6.5 | 5.5 | 4.9 | 5.0 | △ 0.9 | △ 3.3 | △ 2.3 | 0.4 |
| 畜産 | 千戸 | 2.3 | 2.1 | 2.1 | 1.9 | 1.9 | △ 1.8 | 0.0 | △ 2.0 | 0.0 |
| 養蚕 | 千戸 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 千戸 | — | — | 0.3 | — | 1.2 | — | — | — | — |
| 複合経営農家 | 千戸 | 22.1 | 18.1 | 14.5 | 12.2 | 9.9 | △ 3.9 | △ 4.3 | △ 3.4 | △ 4.1 |
| 準単一経営農家 | 千戸 | 17.4 | 14.5 | 11.1 | 9.3 | — | △ 3.6 | △ 5.2 | △ 3.5 | — |

資料）農林水産省「農（林）業センサス」

注）単一経営農家とは農産物の販売収入1位の部門の販売額が総販売額の80%以上を占めるものをいう。複合経営農家とは、同割合が80%未満であるものをいう。準単一複合経営農家とは複合経営農家のうち、同割合が60～80%を占めるものをいう。

第3節 主業農家の動向

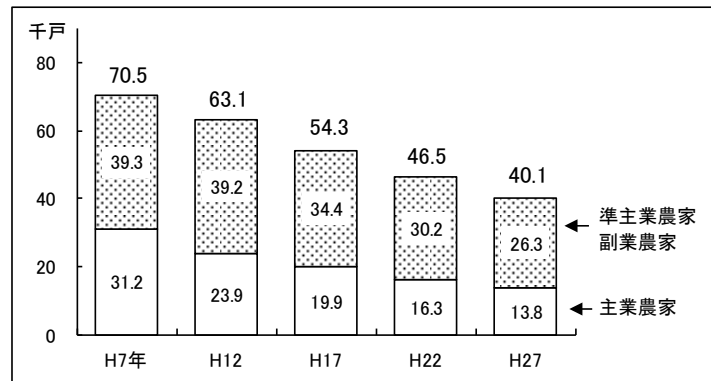
第1 主業農家の動向

(引き続き主業農家の減少進む)

本県の主業農家（農業所得が主で65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家）数は、平成27年（2015年）で13,836戸となっており、北海道に次ぐ戸数となっているが、農業従事者の高齢化が進んでいることから、平成22年度（2010年）に比べて15.1%（約2,500戸）減少した。

(図Ⅱ-3-(1))

図Ⅱ-3-(1) 主業農家戸数(販売農家)の推移



資料) 農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

第2 主業農家の農家経済

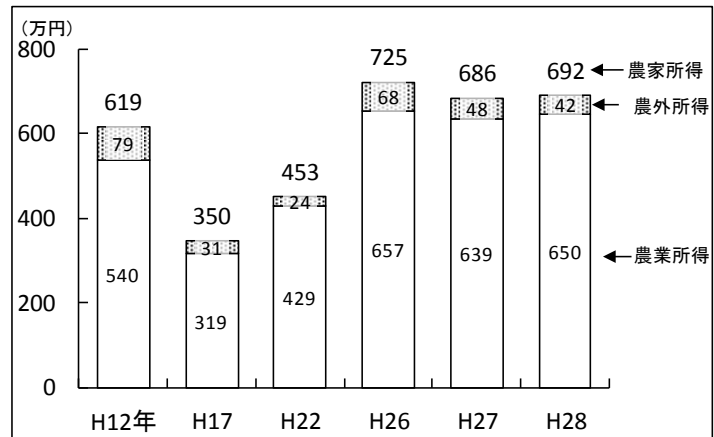
(主業農家の所得は横ばい)

主業農家の農家所得を見ると、平成28年（2016年）は692万円となっており、前年から横ばいで推移している。

内訳を見ると、農業所得は650万円、農外所得は42万円となっており、農業所得が農家所得全体の93.9%を占めている。

(図Ⅱ-3-(2))

図Ⅱ-3-(2) 主業農家の農業所得の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」

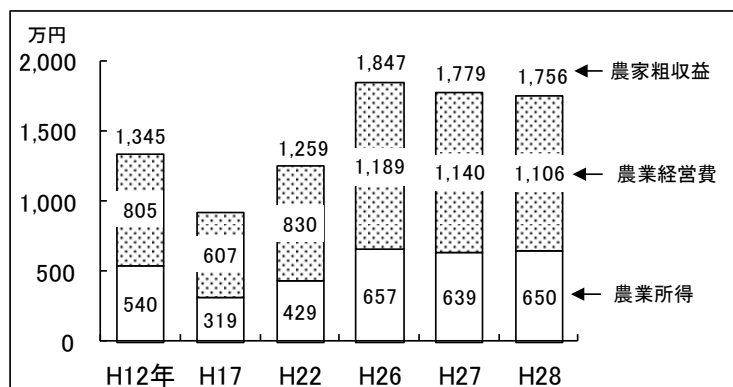
注) 平成16年から調査体系見直しにより、農業収支は農家全体を計上するものの、農業以外については農業経営に関与する世帯員（就学者を除く該当農業従事日数60日以上の方が）に関わる収支（年金等、租税公課含む）のみを計上した結果となっているため、累年のデータ参照は不可。

また、農業粗収益は1,756万円、そのうち、農業経営費が1,106万円、農業所得が650万円となっている。

農業所得率については、37.0%となっており、わずかに増加している。

(図Ⅱ-3-(3))

図Ⅱ-3-(3) 主業農家の農業粗収益(1戸当たり)の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」

更に、主業農家の農業粗収益を部門ごとに比較すると、野菜収入が最も多く、次いで畜産、果樹、稲作の順となっている。

なお、主業農家の稲作収入の割合は6.1%と販売農家の14.0%に比べて低く、主業農家においては稲作の比重が低いことがわかる。

（表Ⅱ-3-(1)）

表Ⅱ-3-(1) 部門別農業経営の動向

単位:千円、%

| 区 分 | 主業農家(A) | 販売農家(B) | 割合(A/B) |
|-------------|---------|---------|---------|
| 農業所得(①-②) | 6,499 | 2,504 | 259.5% |
| 農業粗収益 ① | 17,557 | 8,116 | 216.3% |
| うち 稲作収入 | 1,077 | 1,133 | 95.1% |
| 野菜収入 | 5,353 | 2,015 | 265.7% |
| 果樹収入 | 2,274 | 938 | 242.4% |
| 畜産収入 | 5,309 | 2,057 | 258.1% |
| その他収入 | 3,544 | 1,973 | 179.6% |
| 農業経営費 ② | 11,058 | 5,612 | 197.0% |
| 農外所得 ③ | 421 | 1,613 | 26.1% |
| 農家所得(①-②+③) | 6,920 | 4,117 | 168.1% |
| 家計費(推計値) | 5,393 | 3,812 | 141.5% |

資料) 農林水産省「農業経営統計調査」(平成28年数値。平成29年から非公表)

（主業農家の農業所得は販売農家を大きく上回る）

主業農家と販売農家の所得水準を比較すると、平成28年(2016年)の農業所得及び農家所得ともに主業農家が販売農家を上回っており、主業農家の農業所得は販売農家の約2.6倍となっている。

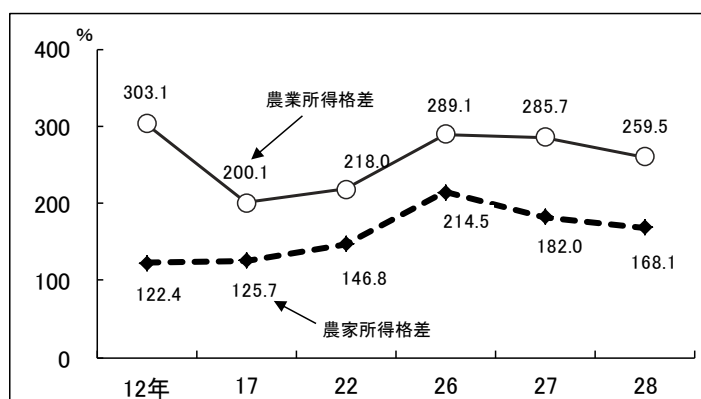
一方で、農外所得は販売農家が大きく上回っている。

なお、主業農家の農業依存度(農家所得に占める農業所得の割合)は、平成17年(2005年)以降、90%台で推移している。

平成28年(2016年)の家計費充足率(家計費に占める農業所得の割合)については、前年の113.1%から7.4ポイント増加し、120.5%となっている。

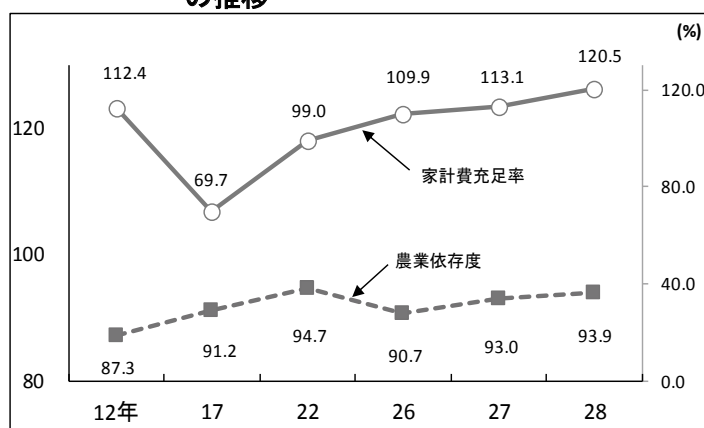
（表Ⅱ-3-(1)、図Ⅱ-3-(4)、(5)）

図Ⅱ-3-(4) 主業農家と販売農家の所得格差の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」(平成29年から非公表)

図Ⅱ-3-(5) 主業農家の農業依存度と家計費充足率の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」(平成29年から非公表)

注) 家計費充足率 = 農業所得 ÷ 家計費
農業依存度 = 農業所得 ÷ 農家所得

第4節 耕地及び地価の動向

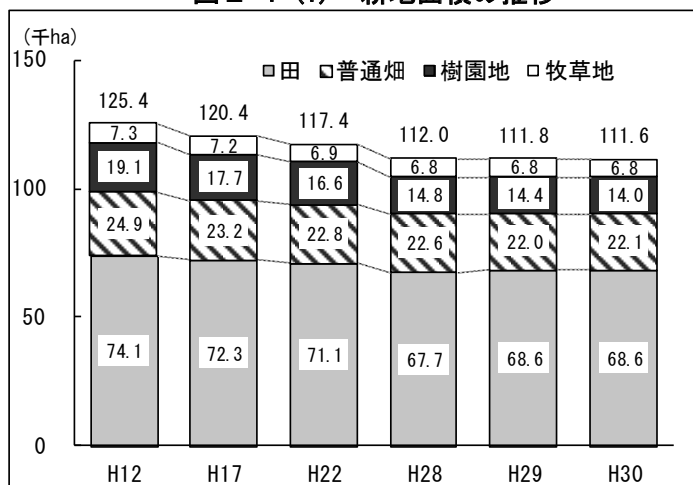
第1 耕地面積の動向

(耕地面積減少は緩やか)

平成30年(2018年)の耕地面積は111.6千haで、前年に比べ、200haの減少となった。田は68.6千haで、前年とほぼ変わらず、畑(樹園地及び牧草地含む)は42.9千haで、前年に比べ、300ha減少した。

(図Ⅱ-4-(1)、巻末表Ⅱ-4-(3)(4))

図Ⅱ-4-(1) 耕地面積の推移

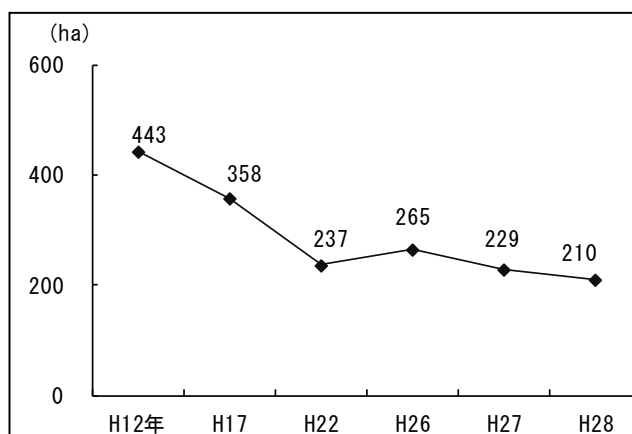


資料) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

次に、農地転用面積の推移についてみると、平成12年(2000年)との比較では転用面積が大幅に減少している。平成28年(2016年)は前年度に比べ約19ha減少し、210haとなった。(図Ⅱ-4-(2))

図Ⅱ-4-(2) 農地転用面積の推移



資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」

第2 農地移動の動向

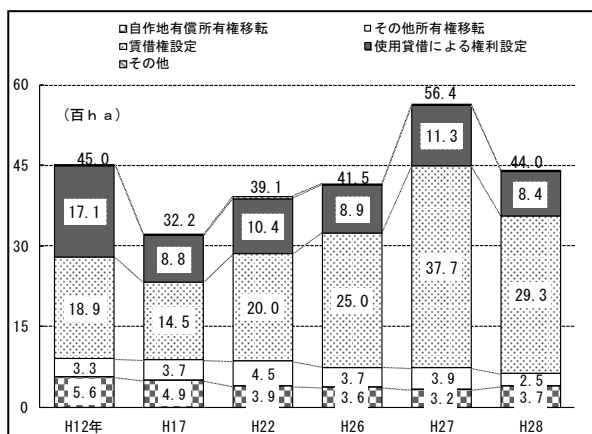
(農地の権利移動面積は、前年比で減少)

耕作目的の農地の権利移動の動向を見ると、農地法及び農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」)による権利移動の総面積は、前年から約1,240ha減の約4,400haとなった。(図Ⅱ-4-(3))

そのうち、基盤強化法による権利移動が3,642haと、約83%が基盤強化法による権利移動となっている。(図Ⅱ-4-(4))

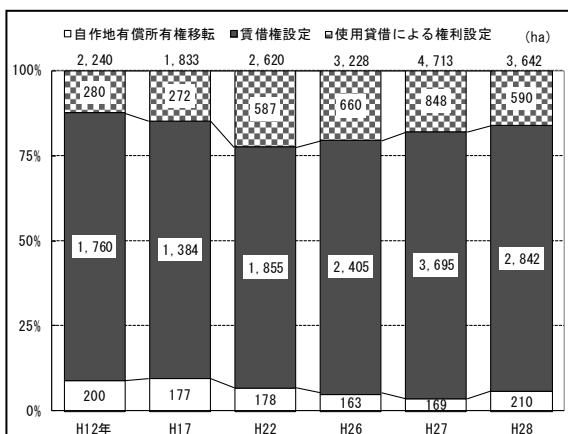
また、基盤強化法によるもののうち、権利の種類で見てみると、賃借権設定及び使用貸借による権利設定が全体の約94%を占めている。(図Ⅱ-4-(4))

図Ⅱ-4-(3) 耕作目的農地の権利移動の推移



資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」

図Ⅱ-4-(4) 農業経営基盤強化促進法に係る権利移動

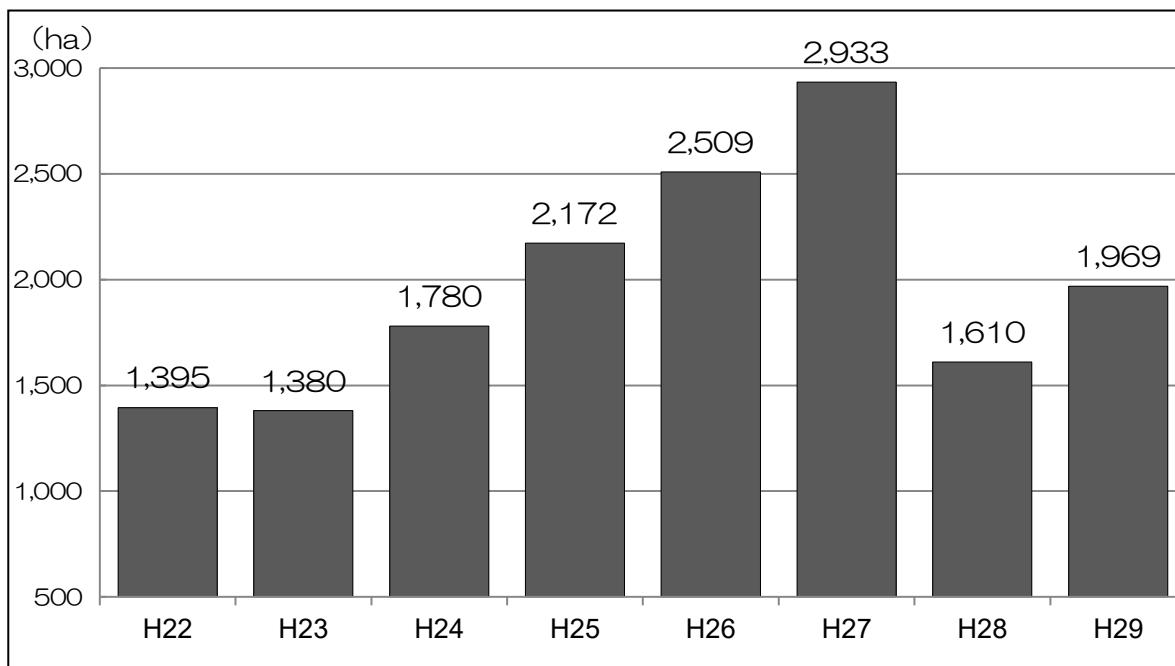


資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」

(農地の集積面積はほぼ地震前の水準に回復)

耕作を目的とした農地の売買や利用権設定による貸借等の新たに発生した権利移動（農地集積）は、平成29年度（2017年度）は1,969haとなり、平成24年度（2012年度）から29年度（2017年度）の6カ年累計は12,973haとなった。（図Ⅱ-4-(5)）

図Ⅱ-4-(5) 農地集積の状況



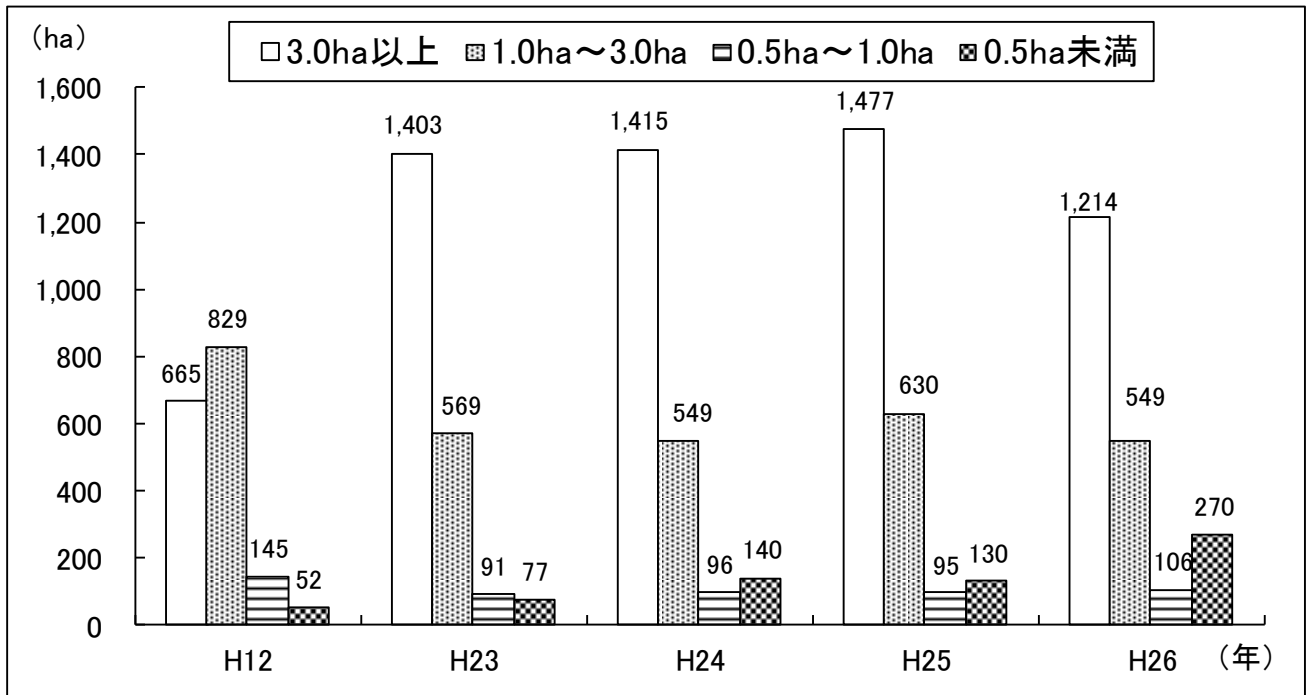
資料) 県農林水産部調べ

(賃借権の設定は3ha以上の経営規模の担い手に集中、設定期間は短縮化の傾向)

基盤強化法による賃借権の設定については、3ha以上の経営規模の担い手の借入れが多くなっている。

(図Ⅱ-4-(6))

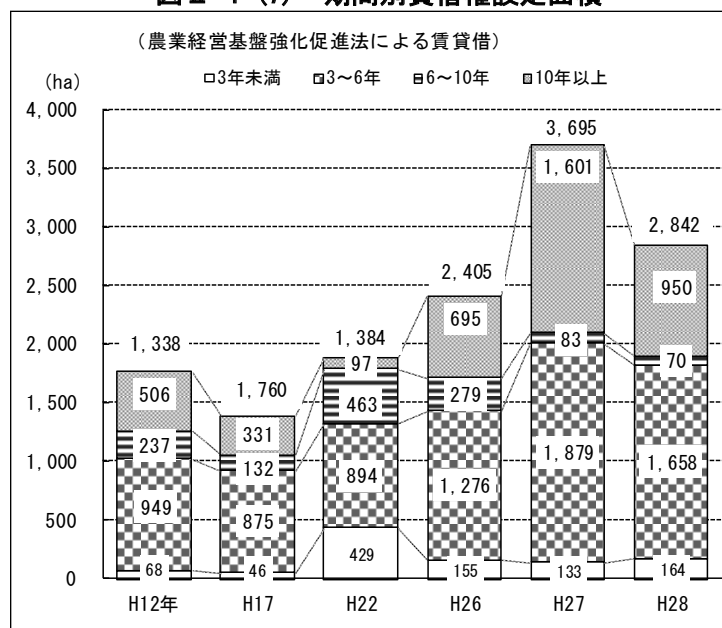
図Ⅱ-4-(6) 農地の経営規模別賃借権設定面積



資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」
※平成27年からは調査を中止

また、賃借権の設定期間を見ると、近年、6年以上の設定期間の長い利用権が増加し続けており、平成28年（2016年）では約36%を占めている。（図Ⅱ-4-(7)）

図Ⅱ-4-(7) 期間別賃借権設定面積



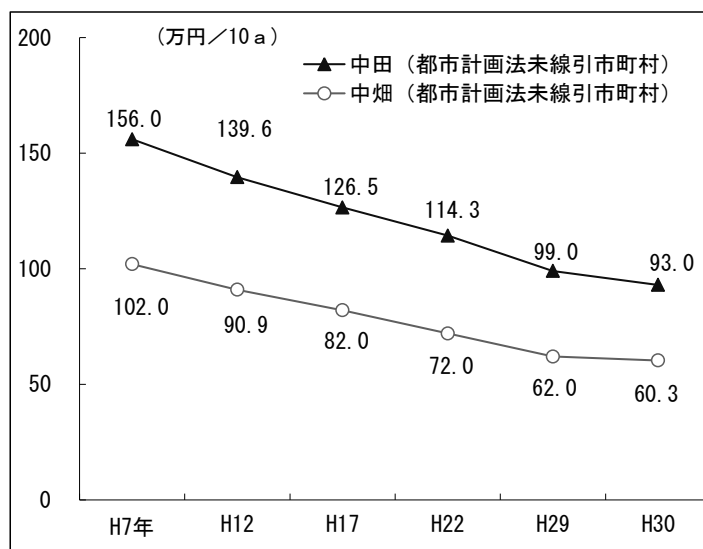
資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」

(農地の価格は下降)

平成30年(2018年)の耕作目的の農地価格は、純農業的な地域である「都市計画法による市街化区域の線引きが行われていない市町村の農用地区域内」における県平均の農地価格で表すと、10a当たり中田で93.0万円、中畑で60.3万円となっており、対前年比でそれぞれ6.1%、2.7%の下降を示している。

(図Ⅱ-4-(8))

図Ⅱ-4-(8) 田畑売買価格の推移



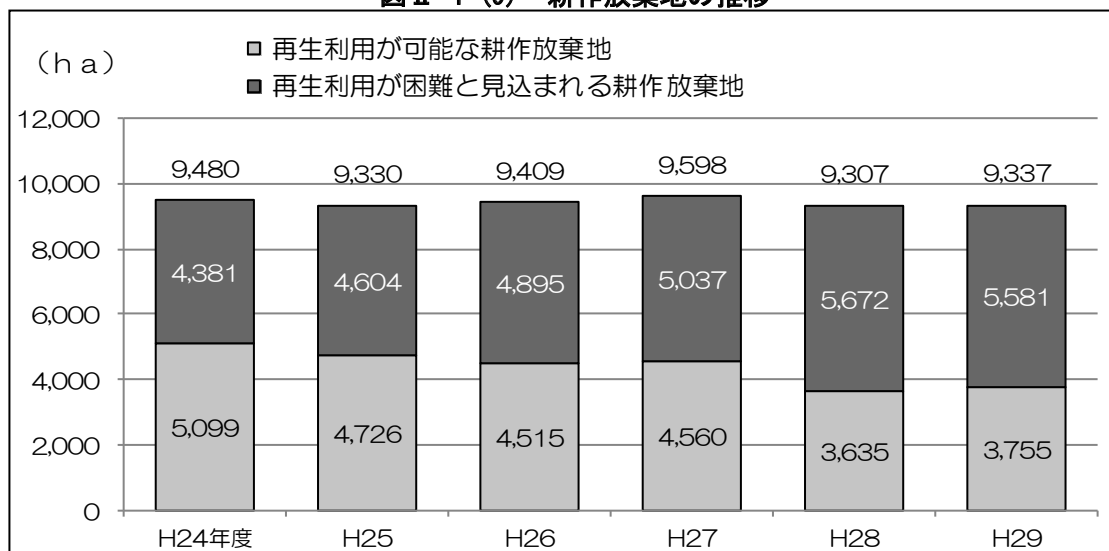
資料) 県農業会議「田・畑売買価格等に関する調査」
注) 農用地区域内の自作地を自作地として売買する場合の価格

第3 耕作放棄地の動向

(耕作放棄地面積は一定の状況が続く)

本県の耕作放棄地の面積は、平成29年(2017年)に9,372haと平成24年の調査開始からほぼ一定の状況で推移している。(図Ⅱ-4-(9))

図Ⅱ-4-(9) 耕作放棄地の推移

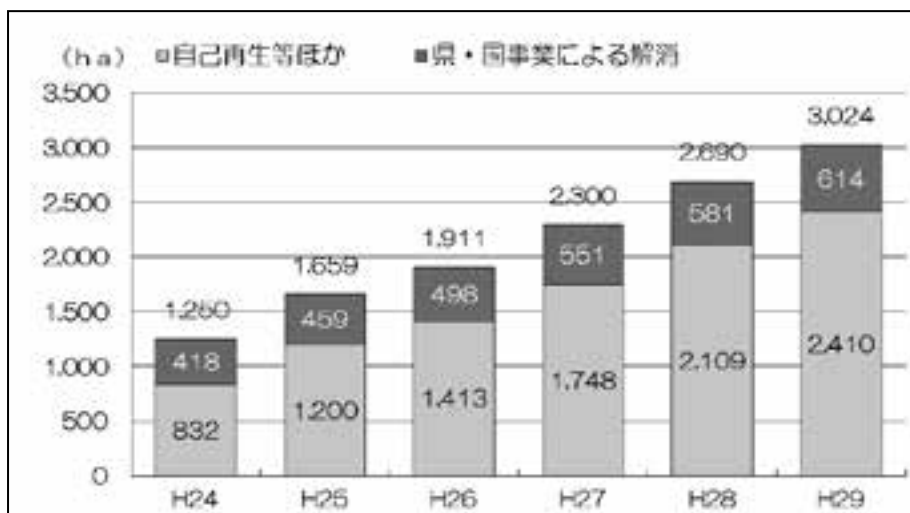


資料) 農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査 (H24年度～)」

注) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

耕作放棄地の解消に向けて、県や国の解消事業、企業による農業参入及び自己再生など、多様な取組みが広がっており、平成20年度(2008年度)から29年度(2017年)までに3,024haの解消が図られた。(図Ⅱ-4-(10))

図Ⅱ-4-(10) 耕作放棄地解消面積(累積値)



資料) 県農林水産部調べ

注) H20～23年度までの4カ年度分(累計828ha)は、グラフから省略しているが、H20年度からの累計を掲載

注) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

第5節 農業投資及び金融の動向

第1 農業固定資産の動向

（農業固定資産額は近年横ばい）

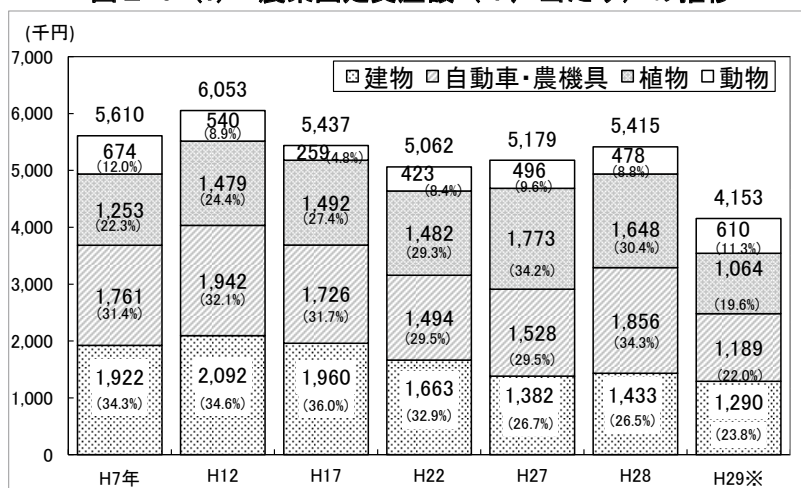
農業固定資産の動向を見ると、農家1戸当たりの農業固定資産額（土地を除く）は、平成13年（2001年）をピークに減少傾向にあったが、平成23年（2011年）を境に年による増減はあるものの横ばいで推移している。

平成29年（2017年）から調査見直しにより、九州平均値となったため、単純比較はできなくなった。

なお、平成29年（2017年）における構成割合は、建物23.8%、自動車・農機具22.0%、植物19.6%、動物11.3%となった。

（図Ⅱ-5-(1)）

図Ⅱ-5-(1) 農業固定資産額（1戸当たり）の推移



資料）農林水産省「農業経営統計調査」

注）農業固定資産とは、土地を除く建物・自動車・農機具・植物及び動物の年度始めの現在価のうち農業負担分をいう。

注）販売農家1戸あたりのデータである。

※H29は九州平均値（調査対象の見直しにより、県別データは公表されていない）

第2 農業農村整備投資の動向

（国の公共事業費の回復と共に、本県の農業農村整備事業費も回復傾向）

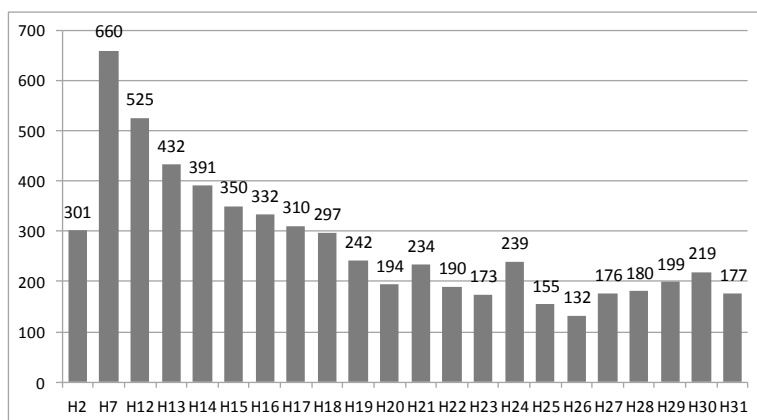
農業農村整備は、平成2年度（1990年度）以降、経済対策やUR関連対策等を実施し、平成10年度（1998年度）までは増加したものの、それ以降は公共予算の削減の影響もあり、減少傾向にあった。

しかし、近年は国の予算が回復傾向にあることから、本県の農業農村整備事業費についても、農地の大区画化や農業水利施設の老朽化対策などを中心に積極的な事業要望活動を行っている。これにより当初予算や、国の経済対策などを最大限活用するなどして必要な予算を確保し、平成26年度（2014年度）以降は回復傾向にある。

（図Ⅱ-5-(2)）

図Ⅱ-5-(2) 農業農村整備投資額の推移

単位：億円



資料）農林水産部調べ

注）県予算のうち、土地改良費と農地防災事業費を集計したものであり、多面的機能支払交付金等のソフト事業やその他単県事業を含む

注）補正予算は、計上した年度で整理している（H31は当初予算分まで）。

第3 農業機械普及の動向

(全体的には台数は減少)

平成7年(1995年)以降の農業機械の普及台数の推移をみると、農家(販売農家)数の減少に伴い、全体的には台数が減少傾向にある。

(表Ⅱ-5-(1))

表Ⅱ-5-(1) 農業機械を所有する農家数と所有台数(県計)

単位:農家数(戸)、所有台数(台)

| 調査年 | 農業機械の種類 | 動力田植機 | トラクター | コンバイン |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| | H7 | 戸 | 45,422 | — |
| 台 | | 45,678 | 63,904 | 32,377 |
| H12 | 戸 | — | — | — |
| | 台 | 40,502 | 58,838 | 29,996 |
| H17 | 戸 | 37,526 | 46,082 | 28,862 |
| | 台 | 37,805 | 54,940 | 29,240 |
| H22 | 戸 | 28,742 | 39,035 | 20,696 |
| | 台 | 29,145 | 48,016 | 21,179 |
| H27 | 戸 | 23,107 | 32,391 | 16,492 |
| | 台 | 23,772 | 42,457 | 17,305 |
| 農業機械減少台数(H27-H22) | 台 | △ 5,373 | △ 5,559 | △ 3,874 |

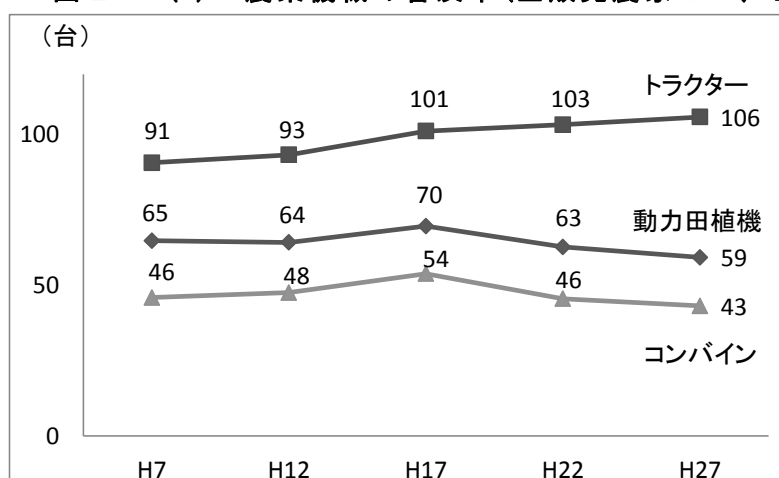
資料) 農林水産省「農林業センサス」

注1) H12年については、農業機械を所有する販売農家数の公表データがない。

注2) H7年~H17年については、トラクターは乗用型トラクター、コンバインは自脱型コンバインを指す。

また、県内の全販売農家100戸当たりの農業機械の種類別の保有台数をみると、動力田植機及びコンバインは、ほぼ横ばいで、トラクターは微増している。(図Ⅱ-5-(3))

図Ⅱ-5-(3) 農業機械の普及率(全販売農家100戸当たりの保有数)



資料) 農林水産省「農林業センサス」

注) 県内の全販売農家数

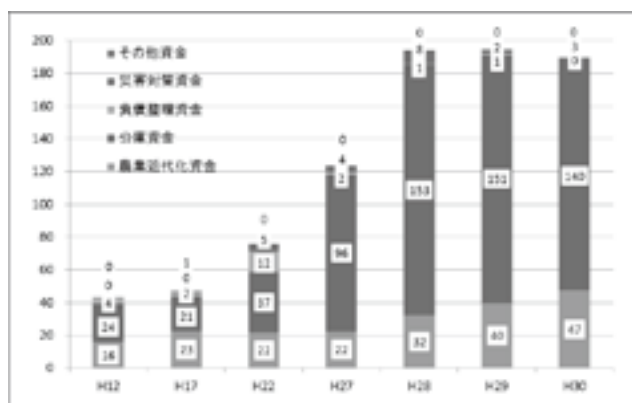
H7年:70,480戸、H12年:63,050戸、H17年:54,298戸、H22年:46,480戸、H27年:40,103戸

第4 農業金融の動向

農業制度資金の貸付実績は、平成3年（1991年）をピークに減少傾向が続いていた。平成19年度（2007年度）から平成29年度（2017年度）にかけては前向き資金における認定農業者向けの金利負担軽減措置等の効果もあり、増加傾向で推移していたが、平成30年度（2018年度）は前年比約97%とやや減少した。

平成29年度（2017年度）は、近年の好景気による農業者の設備投資意欲の高まりや、銀行等の農業者支援強化の動きを背景とした資金需要の増加に加え、国のTPP等対策関連予算措置に伴う補助事業の増加や、地震復旧に係る災害対応補助事業の継続に伴う補助残融資としての資金活用により、農業近代化資金が前年比約124%と増加した。平成30年度（2018年度）においても、設備投資意欲の高まり等の傾向は続いており、TPP等の経済連携協定の発効等も相まって、生産現場における経営体質強化の動きが加速化し、農業近代化資金は前年度から更に増加した。（図Ⅱ-5-(4)、巻末表Ⅱ-5-(2)）

図Ⅱ-5-(4) 農業制度資金貸付実績の推移 (億円)



資料) 県農林水産部調べ

1 農業近代化資金

(前年度に引き続き個人利用施設の貸付けが増加 9月補正予算で融資枠も拡大)

農業近代化資金の平成30年度（2018年度）の承認実績は、前年比約119%と大幅に増加した。融資枠についても、9月補正予算において拡大措置した。（30億円→45億円）

なお、近年の増加基調は、好景気による農業者の設備投資意欲の高まりに加え、地震復旧に係る被災農業者向け経営体育成支援事業や国のTPP等対策関連予算措置に伴う補助事業の補助残融資として当該資金が活用されていることなどが背景にある。

2 日本政策金融公庫資金

(農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付けが引き続き高水準)

公庫資金の平成30年度（2018年度）の承認実績は、前年比約92%とやや減少した。農業経営改善に必要な資金であり、公庫資金の85%を占める農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）は、農業近代化資金と同様の背景のもと、近年は高い貸付水準となった。

3 農業経営負担軽減支援資金・畜産特別資金

(負債整理資金の貸付けは減少)

農業経営負担軽減支援資金の貸付は、近年は減少傾向が続き、平成30年度（2018年度）の貸付は0件となった。

畜産特別支援資金は、平成30年度（2018年度）は大家畜・養豚特別支援資金が前

年比約10%と平成29年度（2017年度）を大きく下回った。

4 災害等対策資金

（豚流行性下痢対策経営安定資金、みかん価格下落対策経営安定資金、阿蘇火山活動等降灰対策資金、平成27年台風被害対策資金、平成28年熊本地震被害対策資金、平成28年度畜産経営体質強化支援資金、平成29年台風被害対策資金等による金融支援）

豚流行性下痢が発生した畜産農家、みかん価格下落の影響を受けたみかん農家、阿蘇火山活動等による降灰の影響を受けた農家、平成27年（2015年）台風等による被災農家、平成28年（2016年）熊本地震による被災農家等及び平成29年（2017年）台風等による被災農家に対して、経営の継続や維持に必要な資金を融通し、利子負担軽減等を支援した。

第3章 農産物の生産、流通及び価格の動向

第1節 生産、流通及び価格の動向

第1 作付面積及び飼養頭羽数の動向

(熊本県の作付面積は、わずかに減少)

作付面積の動向について、農林水産省「農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率」によると、平成29年（2017年）は前年より1,300ha（1.2%）減少して107,400haとなった。

これを作目別にみると、水稻は、平成28年熊本地震により被害を受けた水田の復旧等が進み、水稻の作付が回復している一方で、米消費量の減少を踏まえたWCS用稲等への作付転換が進んだことから、前年より500ha（1.5%）減少し33,300haとなった。

麦類は前年より300ha（3.0%）減少し、6,700haとなった。

平成29年産（2017年産）から、調査の範囲を全国から主産県に変更し、全国調査の実施周期を見直したことから、品目毎の作付面積の推移は確認できなくなった。

(表Ⅲ-1-(1))

表Ⅲ-1-(1) 作物別作付面積の推移

| 区分 | 単位 | H7年 | H12 | H17 | H22 | H27 | H28 | H29 | 増減率 | | | | | |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | | | | | H7~H12 | H12~H17 | H17~H22 | H22~H27 | H27~H28 | H28~H29 |
| 作付面積 | 千ha | 136.4 | 123.8 | 116.7 | 112.1 | 109.6 | 108.7 | 107.4 | ▲ 1.9 | ▲ 1.2 | ▲ 0.8 | ▲ 0.5 | ▲ 0.8 | ▲ 1.2 |
| 稲 | 〃 | 52.4 | 44.0 | 42.6 | 39.5 | 35.6 | 33.8 | 33.3 | ▲ 3.4 | ▲ 0.6 | ▲ 1.5 | ▲ 2.1 | ▲ 5.1 | ▲ 1.5 |
| 麦類 | 〃 | 5.7 | 5.5 | 6.7 | 6.3 | 6.7 | 7.0 | 6.7 | ▲ 0.7 | 4.0 | ▲ 1.2 | 1.3 | 3.6 | ▲ 3.0 |
| 稲・麦類以外 | 〃 | 78.2 | 74.2 | 67.5 | 66.3 | 67.2 | 68.0 | 64.2 | ▲ 1.0 | ▲ 1.9 | ▲ 0.3 | 0.3 | 1.2 | ▲ 5.6 |
| 大豆・そば・なたね | 〃 | — | — | — | — | — | — | 3.1 | — | — | — | — | — | — |
| 雑穀・豆類 | 〃 | 2.8 | 4.0 | 3.9 | 3.2 | 2.8 | 3.5 | — | — | ▲ 0.5 | ▲ 3.7 | ▲ 2.5 | 22.2 | — |
| かんしょ | 〃 | 1.4 | 1 | 1.3 | 1.2 | 1.1 | 1.0 | — | — | — | — | — | — | — |
| 野菜 | 〃 | 19.2 | 18.1 | 15.7 | 15.3 | 15.3 | 15.2 | — | ▲ 1.2 | ▲ 2.8 | ▲ 0.5 | 0.0 | ▲ 0.7 | — |
| 果樹 | 〃 | 16.4 | 14.9 | 13.6 | 12.7 | 11.4 | 11.2 | — | ▲ 1.9 | ▲ 1.8 | ▲ 1.4 | ▲ 2.1 | ▲ 1.8 | — |
| 工芸作物 | 〃 | 9.4 | 6.8 | 5.5 | 4.5 | 3.6 | 3.4 | — | ▲ 6.3 | ▲ 4.2 | ▲ 3.9 | ▲ 4.6 | ▲ 3.7 | — |
| 桑 | 〃 | 0.4 | 0.1 | — | — | — | — | — | ▲ 24.2 | — | — | — | — | — |
| 飼肥料作物 | 〃 | 25.8 | 26.4 | 24.9 | 27.1 | 30.7 | 31.4 | — | 0.5 | ▲ 1.2 | 1.7 | 2.5 | 2.3 | — |
| その他作物 | 〃 | 2.8 | 2.5 | 2.6 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | — | ▲ 2.2 | 0.8 | ▲ 2.4 | 0.3 | ▲ 0.9 | — |

資料) 農林水産省「農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率」、「耕地面積（7月15日現在）」

注) いもはかんしょ、雑穀（乾燥子実用）はそば及びそれ以外の雑穀、豆類（乾燥子実用）は大豆、小豆、いんげん、らっかせい及びそれ以外の豆類に区分されている。

野菜には、とうもろこし、えんどう、そらまめ、大豆、いんげん等の未成熟用、ばれいしょが含まれている。

注) H29から、全国調査の範囲を変更したため、作物対象が異なる。